

2 技監第 22 号  
令和 2 年 5 月 7 日

建設工事等の事業者 様

高 知 市

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた建設現場等における 安全教育訓練等の実施内容について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた建設現場等における対応については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等の徹底について」（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 技監第 18 号）依頼をしたところです。

建設現場等における安全教育訓練等の実施については、法令等により実施を義務化されているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、下記の点などを配慮した取り組みを行うよう、取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 安全教育訓練の実施について

ア) 密閉空間、密集場所及び密接場面という 3 つの条件が同時に重なる場所を避けた安全教育訓練を行うこと。

イ) 月当たり半日以上の間確保については、実施時間や開催日を複数に分割開催し、規定の間を確保するなど、柔軟な対応をすること。

ウ) 実施内容については、画一的な安全教育訓練の実施にとらわれず、屋外での実施を選定するなど、感染拡大防止の取り組みを行うこと。

※施工計画書における安全教育訓練内容の変更は軽微な変更であり、柔軟な対応を図ること。

#### 2 災害防止協議会の開催や各種打合せ等について

ア) 1 のア), ウ) に準じた開催方法を選定するなどの取り組みを行うこと。

以上